

点 数 表

(1) 基本点数

状況区分	保育者の状況	区 分	基本点	就労1年未満	就労3月未満※1		
ア	常 勤 パ ー ト	月12日以上かつ月128時間以上の就労を常態	40	A	-2	-4	
		月12日以上かつ月96時間以上の就労を常態	38	B	-2	-4	
	家 庭 外 労 働	自営中心者 (添付あり)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	C	-2	-4
		自営中心 (添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	D	-2	-4
	自営協力	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	E	-2	-4	
	訪問販売	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	F	-2	-4	
	そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	26	G	-2	-4	
イ	家 庭 内 労 働	自営中心者 (添付あり)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	H	-2	-4
		自営中心者 (添付なし)	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	34	I	-2	-4
	自営協力者	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	28	J	-2	-4	
	内 職	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	26	K	-2	-4	
	そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	24	L	-2	-4	
ウ	就 学 (技能習得等を含む)	教育機関に在学または職業訓練を実施している	30	M			
エ	出 産	下児の出産予定日前2か月、産後2か月以内	36	N			
オ	傷 病	1か月以上の入院	40	O			
		自宅療養	30	P			
	心身障害	身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳 1級	40	Q			
		身体障害者手帳 3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳 2級	38	R			
	身体障害者手帳 4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳 3級	30	S				
カ	介 護	1か月以上入院の同居親族の介護	38	T			
		自宅療養中または心身に障害のある同居親族の介護	30	U			
キ	特別の支援を要する家庭		45	V			
	そ の 他	災害の復旧 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている (ボランティアは不可)	44	W			
		時間不足 月64時間未満の就労かつ就職活動を継続して行っている	4	X			
		就職活動中 就職活動を継続して行っている	2	Y			

(2) 付加点数

申込み児童のきょうだい既に希望保育所に入所中	4	
申込み児童が保育施設に入所中 (育休中は除く)	認可外保育施設・一時保育施設	3
	認可保育施設(一時保育除く※2)	2
生活保護世帯	2	
ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭	1	
育児休業法に伴う育休明け及び産休明けの職場復帰する場合	1	
過去6か月間分以上の保育料を滞納している場合	-4	

○ 点数の計算について

- ① 左記(1)の基本点数表に基づき、父母の基本点数を合算します。
基本点数の合算が同点となった場合、(2)の付加点数を合計して比較します。
- ② 保育者が市内認可保育施設において保育士など(※3)として、勤務しているまたは勤務することが決定している場合、基本点に4点加点します。
- ③ ひとり親の場合は、父または母の分の基本点数を40点にして合算します。(※4)

※1 保育所入所次第就職も含む

※2 桜台保育所の一時預かり、やまだい保育園の一時保育室は除く

※3 保育士など：保育士、幼稚園教諭、保育教諭

※4 父母が離婚調停中、行方不明、拘禁中等ひとり親に準ずる家庭であることが確認できる場合は、ひとり親家庭として認定します。

○ 入所決定について

保育施設の空き状況に対して、同じ保育施設を希望しているすべての児童で利用調整します。

利用調整は家庭・児童の状況等を審査基準に基づく点数表により次のとおり行います。

- ① 点数表の「基本点数」の高い順に入所決定します。
- ② ①の点数が同点の場合は、「付加点数」を合算し、合計点の高い順に入所決定します。

※ 希望する保育施設の数で、点数が変わることはありません。

○ 在職(就労)証明書等について

3親等以内の親族が経営する事業所(店舗)または法人で就労している場合は自営協力者となります。

ただし、自営中心者及び自営協力者であり、自営業をおこなっていることを証明する書類(下記【添付書類】)が証明書に添付されている場合は、点数表に記載のある「自営中心者(添付あり)」の扱いとなります。

【添付書類】

従事者本人が会社役員で法人登記されている	⇒ 登記簿謄本	写し可
従事者本人が健康保険(市町村国保は除く)被保険者である	⇒ 健康保険証	
従事者本人が公的機関に申請をし営業許可が下りている	⇒ 営業許可証	
従事者本人が各事業者組合(協会)の会員である *商工会議所含む	⇒ 会員証または加入者証	
従事者本人が税務署に開業届を提出している	⇒ 開業届出書	
その他、従事者本人が自営業をおこなっていることを証明する書類 (詳しくは子育て施設課までお問い合わせください)		

○ 育児休業からの復職に関する意思確認について

保育施設利用申込書の「育児休業からの復職に関する意思確認」の欄にて「①私は育児休業の延長が可能であるため、利用調整において他の利用者を優先することに不服はありません。」を選択し、①の誓約書を提出された場合は他の利用希望者を優先し利用調整を行います。

②「私は希望する保育施設に入所が決定した場合、直ちに復職を希望いたします。」を選択し、②の誓約書を提出された場合は育児休業法に伴う育休明けおよび産休明けの職場復帰する場合の付加点数を加点し、利用調整を行います。